

(別紙1)

受給資格認定申請書提出時の注意事項

- 受給資格認定を受けた生徒は、翌年度以降、原則、3年間の在学期間に年に1回（学年の始まる時期）、文部科学省へ収入状況届出書を（通知2（7））御提出頂きます。

なお、平成27年度の新入生のうち4月に受給資格認定申請を行い、不認定となった者や、平成27年度に申請を行わなかった者は、平成28年度の4月頃に、平成27年度の課税証明書等（通知の2.（6）により、過去5年度前までの課税証明書等を含む。）を用いて、受給資格認定の申請手続きを行うことができます。

また、年度途中であっても転入学等に伴い、新たに在学した生徒は、受給資格認定申請を行うことが可能となりますので、該当者から申し出た場合は、文部科学省へ御一報願います。

- 交付要綱第3条第4項により、年度途中に災害等により年収350万円程度未満に減少した生徒については、通知の2.（10）の家計急変世帯への支援により、補助金の支給が可能となりますので、該当者から申し出た場合は、文部科学省へ御一報願います。

- 以下の事項は、受給資格認定申請書の提出にあたって、書類の不備等が多いと考えられる事項ですので十分御注意ください。

なお、この注意事項に記載のない基本的な事項については、高等学校等就学支援金制度に倣って事務処理を進めることとしますので、高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第2版）を御確認ください。

1.受給資格認定申請書

- (1) 今回から、「受給資格認定申請書」と「収入状況届出書」を同じ様式に統一したこと、及び親権者が1名の場合の記載方法をチェックボックス形式に様式を変更しておりますので、添付した様式を使用してください。ただし、既に生徒からの申請書を受理（学校受付）している場合は旧様式の申請書でも差し支えありません。

- (2) ボールペン等で記入してください（鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可）。

- (3) 原本を提出してください。

- (4) 新入生の申請日は、入学日（学校長が入学を許可した日）以降の日付となります。

（4月申請の場合の日付は、入学日以降～4月30日までの間となります。）

- (5) 4月申請の場合、高等学校等における在学期間は、「平成27年4月1日～」と記載して下さい。

- (6) 学校受付日は、届出日以降の日付となります。原則、提出書類がそろった日としてください（ただし、日付は4月30日までとなります。）。なお、学校締め切り後、取りまとめの際に不備に気付いて添付書類の再提出を依頼した場合は、当初記載の受付日のままで差し支えありません。

※学校受付日が受給資格認定申請書の提出のあった日となりますので、例えば、日付が4月であれば4月から支給の対象となり、5月であれば5月から支給の対象となります。

- (7) 生徒の生年月日、本籍地、現住所等の記入漏れがないようにしてください。なお、日本国籍を有していることの証明として、日本国旅券（パスポート）又は戸籍謄本等の写しを提出してください。
- (8) 2 (2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、DV、児童虐待等の物理的に接触できない場合に限定されます。「別居していて課税証明書を頼みづらい」「頼んだが送ってくれない」「離婚調停中である」「金銭的な支援を受けていない」等は該当要件とはなりませんので御注意下さい。例えば、両親が離婚していない（両親ともに親権者である）が別居していて、生徒が母親と同居している場合は、両親の課税証明書が必要ですが、このような場合に「保護者は母親のみ」として母親の課税証明書のみを添付するという誤った事例もありますので、御注意ください。やむを得ない理由の判断がつかない場合は文部科学省に御相談ください。
- (9) 両親のいずれかが失踪により課税証明書の提出ができないという申し出があった場合は当該親権者の住所の異動がないか確認してください。異動がない場合は同人により発行できますので課税証明書の提出をお願いします。

2. 市町村民税所得割額の確認ができる書類（課税証明書等）

- (1) 市町村民税所得割額の確認ができる書類は、下記の通りとなります。原則、原本提出をお願いしますが、コピーでも差し支えありません。

書類	注意事項
課税証明書	発行日は学校受付日の3か月前の日付以降が望ましいです。
生活保護受給証明書	
納税通知書	① コピーの場合は、発行日・発行者・印が写るようコピーしてください。
特別徴収税額決定・変更通知書	② 課税額が複数の徴収に分かれている場合や税の修正申告を行った場合は、課税証明書を提出してください。

- (2) 原則、平成26年度の市町村民税所得割額の確認ができる書類（前々年の収入）を提出してください。ただし、平成26年度の証明が提出できないときは、一律分（9,900円）の支給に限って、平成22, 23, 24, 25年度のうち、取得可能な直近の市町村民税所得割額が分かる書類の提出を認めています。この場合、当該課税額等が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて御提出ください。その際、日本語でない場合は、和訳をつけてください。また、未申告の場合は審査がでませんので、申告するよう保護者等にあらかじめ周知をお願いします。
- (3) 親権者全員の課税証明書等を提出してください。なお、親権者のうち片方が控除対象扶養者で、収入がないか少額である場合には、もう一方の親権者（配偶者）の課税証明書等にて「配偶者控除」（「配偶者特別控除」ではないので注意）されていると確認できれば、提出不要です。
- (4) 市町村民税所得割額が、「＊＊＊」「——」「課税台帳に記載なし」等の表記で、「非課税」の記載もない場合は、所得割額が確認できませんので、再度、課税証明書等の取得を依頼してください。((3)の控除対象扶養者である親権者を除く)

- (5) 市町村によっては、課税額を100円未満の単位まで記載している場合がありますが、実際の課税額の算定においては100円未満を切り捨てる事となっていますので、所得割額の確認の際は御注意ください。
- (6) 被災や住宅ローン減税等による減免額も所得割額の算出に含め、実際に課税されている額で判断してください。

3. その他

- (1) 課税証明書、戸籍謄本等の地方公共団体等が発行する確認書類については、学校への提出日から起算して3か月前の日付以降のものが望ましいです。
- (2) やむを得ない理由により課税証明書を文部科学省の締切日までに提出できない場合は、その旨の書面を学校担当者名により作成の上、受給資格認定申請書に添付してください。
(取りまとめ時に再提出依頼をした場合も含む)。

以上

(別紙2)

収入状況届出等提出時の注意事項

以下の事項は、収集状況届出書の提出にあたって、書類の不備等が多いと考えられる事項ですので十分御注意ください。

なお、この注意事項に記載のない基本的な事項については、高等学校等就学支援金制度に倣って事務処理を進めることとしますので、高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第2版）を御確認ください。

1. 収入状況届出書

- (1) 今回から、「受給資格認定申請書」と「収入状況届出書」を同じ様式に統一したこと、及び親権者が1名の場合の記載方法をチェックボックス形式に様式を変更しておりますので、添付した様式を使用してください。ただし、既に生徒からの申請書を受理（学校受付）している場合は旧様式の届出書でも差し支えありません。ボールペン等で記入してください（鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可）。
- (2) 原本を提出してください。
- (3) 申請日は、年度始めの月をしてください。
（4月から新年度が始まる場合の日付は、4月1日～4月30日までの間となります。）
- (4) 学校受付日は、届出日以降の日付となります。原則、提出書類がそろった日としてください（ただし、日付は4月30日までとなります。）。なお、学校締め切り後、取りまとめの際に不備に気付いて添付書類の再提出を依頼した場合は、当初記載の受付日のままで差し支えありません。
- (5) 生徒の生年月日、本籍地、現住所等の記入漏れがないようにして下さい。なお、日本国籍を有していることの証明として、日本国旅券（ハーパート）又は戸籍謄本等の写しを提出して下さい。
- (6) 2（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、DV、児童虐待等の物理的に接触できない場合に限定されます。「別居していて課税証明書を頼みづらい」「頼んだが送ってくれない」「離婚調停中である」「金銭的な支援を受けていない」等は該当要件とはなりませんので御注意ください。例えば、両親が離婚していない（両親ともに親権者である）が別居していて、生徒が母親と同居している場合は、両親の課税証明書が必要ですが、このような場合に「保護者は母親のみ」として母親の課税証明書のみを添付するという誤った事例もありますのでご注意下さい。やむを得ない理由の判断がつかない場合は文部科学省に御相談ください。
- (7) 両親のいずれかが失踪により課税証明書の提出ができないという申し出があった場合は、当該親権者の住所の異動がないか確認してください。異動がない場合は同居人により発行できますので課税証明書の提出をお願いします。

2. 市町村民税所得割額の確認ができる書類（課税証明書等）

- (1) 市町村民税所得割額の確認ができる書類は、下記の通りとなります。原則、原本提出をお願いしておりますが、コピーでも差し支えありません。

書類	注意事項
課税証明書	発行日は学校受付日の3か月前の日付以降が望ましいです。
生活保護受給証明書	
納税通知書	① コピーの場合は、発行日・発行者・印が写るようコピーしてください。
特別徴収税額決定・変更通知書	② 課税額が複数の徴収に分かれている場合や税の修正申告を行った場合は、課税証明書を提出してください。

- (2) 原則、平成26年度の市町村民税所得割額の確認ができる書類（前々年の収入）を提出してください。ただし、平成26年度の証明が提出できないときは、一律分（9,900円）の支給に限って、平成22, 23, 24, 25年度のうち、取得可能な直近の市町村民税所得割額が分かる書類の提出を認めています。この場合、当該課税額等が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて御提出ください。その際、日本語でない場合は、和訳をつけてください。また、未申告の場合は審査ができませんので、申告するよう保護者等にあらかじめ周知をお願いします。
- (3) 親権者全員の課税証明書等を提出してください。なお、親権者のうち片方が控除対象扶養者で、収入がないか少額である場合には、もう一方の親権者（配偶者）の課税証明書等にて「配偶者控除」（「配偶者特別控除」ではないので注意）されていると確認できれば、提出不要です。
- (4) 市町村民税所得割額が、「＊＊＊」「－－－」「課税台帳に記載なし」等の表記で、「非課税」の記載もない場合は、所得割額が確認できませんので、再度、課税証明書等の取得を依頼してください。（(3)の控除対象扶養者である親権者を除く）
- (5) 市町村によっては、課税額を100円未満の単位まで記載している場合がありますが、実際の課税額の算定においては100円未満を切り捨てるとなっていますので、所得割額の確認の際は御注意ください。
- (6) 被災や住宅ローン減税等による減免額も所得割額の算出に含め、実際に課税されている額で判断してください。

3.その他

- (1) 課税証明書、戸籍謄本等の地方公共団体等が発行する確認書類については、学校への提出日から起算して3か月前の日付以降のものが望ましいです。
- (2) やむを得ない理由により課税証明書を文部科学省の締切日までに提出できない場合はその旨の書面を学校担当者名により作成の上、収入状況届出書に添付してください。
(取りまとめ時に再提出依頼をした場合も含む)

以上